

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(仮称)の骨子  
に対する御意見等と御意見等に対する考え方

◆ 意見募集期間

平成27年3月13日(金)から平成27年4月9日(木)まで

◆ 御意見等の件数

71件(御意見等提出者数 35人)

[御意見の概要]

条例制定、骨子に対する全般的な御意見・・・11件

条例骨子の各項目に対する御意見・・・・・・・・21件

条例に関するその他の御意見など・・・・・・・・39件

【条例制定、骨子に対する全般的な御意見】

番号	御意見等	御意見等に対する考え方
1	再生可能エネルギーの導入等を促進することが、安全で安心なエネルギーの安定的確保と温室効果ガスの削減につながりますので、本条例に賛同します。 その他同様の御意見等:8件 計:9件	御賛同いただきありがとうございます。
2	再生可能エネルギーの導入促進は重要との意識ですが、本条例を制定することの意義がよく分かりません。 その他同様の御意見等:1件 計:2件	送電線の容量不足による系統への接続保留などの課題を踏まえ、再生可能エネルギーの導入等に関する具体的な施策を条例で定め、その導入等の取組を促進することで、温室効果ガスの排出抑制と安全で安心して使用できるエネルギーの安定的な確保を図るものです。

【条例骨子の各項目に対する御意見】

番号	御意見等	御意見等に対する考え方
<b>&lt;実施計画&gt;</b>		
3	再生可能エネルギーの導入等に関する施策の目標を明確にすべきです。 その他同様の御意見等:4件 計:5件	再生可能エネルギーの導入等に関する施策の目標は、本条例に基づく実施計画において定めることとしています。

4	実施計画で掲げた目標を達成するよう努力してほしい。	本条例に基づき策定する実施計画に掲げた施策を関係団体と連携を図りながら推進し、目標の達成を目指してまいりますと考えています。
<b>&lt;建築物に係る施策&gt;</b>		
5	すべての建築物を対象に新築又は増築しようとする者は、再生可能エネルギーの導入を義務づけてはどうか。	義務づけについては、温室効果ガスの排出量や社会的責任の大きさ考慮することが必要であり、本条例では、省エネ法に基づく省エネルギー措置の届出対象となる一定規模(延べ床面積2,000㎡)以上の建築物を対象としています。
6	建築物への再生可能エネルギーの導入等の促進について、具体的な取組が分かりません。	建築物の新築や増築は、再エネ設備の導入の機会であり、本条例では、建築主は再エネ設備の導入に努めるとともに、設計者及び施工者は、建築主に対し再生可能エネルギーの導入に係る情報提供や助言を行うよう努めるものとしています。 また、一定規模以上の建築物の新築及び増築時に、再生可能エネルギーの導入を義務づけることとしております。
7	一定規模以上の建築物に関して、再生可能エネルギーの導入等を義務付けることは過剰な義務の賦課であると思います。 その他同様の御意見等:1件 計:2件	この義務規定は、京都府地球温暖化対策条例に基づき平成24年4月から実施しているものを本条例に移管したものです。導入義務を課す建築物は、法律による義務化規定と整合を図り、省エネ法に基づく省エネルギー措置の届出対象となっている建築物と同じ規模要件としています。
<b>&lt;一般電気事業者等に係る施策&gt;</b>		
8	一般電気事業者等に対する再生可能エネルギー供給拡大計画書については、作成・提出だけでなく、導入状況についても報告させる必要があると思います。	計画書を作成・提出した者は、計画の実施状況も報告することとなっています。なお、この義務規定も、京都府地球温暖化対策条例に基づき実施しているものを本条例に移管するものです。
<b>&lt;地域協働による施策&gt;</b>		
9	地域にある再生可能エネルギーを利用して得た利益が、地域に還元する施策を行ってほしい。	いただいた御意見も参考に、再生可能エネルギーの導入等が地域の活性化につながるよう施策を進めてまいります。

10	<p>導入推進団体は具体的にどのような団体なのか分かりません。府民が導入推進団体の活動に参加することはできるのでしょうか。</p> <p>その他同様の御意見等:3件 計:4件</p>	<p>導入等支援団体については、再生可能エネルギーの導入等に関する啓発や再生可能エネルギーの導入等を行う者に対し技術的又は財政的な支援を行う団体と定義しており、府内には、現に、こうした活動を展開されている団体があり、多くの府民も参加されています。</p>
11	<p>登録導入推進団体に対し、不動産取得税の免除とあるが、法人税の減・免税をしてはどうでしょうか。</p>	<p>知事の登録を受けた導入等支援団体には、地域の活性化に資する公益性の高い活動を行っていただくことから、当該団体を支援するために、法人府民税の均等割及び不動産取得税を免除するものとしております。</p>
12	<p>登録導入推進団体の府税を免除してまで、再生可能エネルギーの導入等の促進を行う必要があるのでしょうか。</p>	
13	<p>登録導入推進団体への財政支援については税制優遇でなく、補助金の創設などの財政支援の方がよいと思います。</p>	<p>いただきました御意見については、今後、地域協働による再生可能エネルギーの導入等の促進に係る施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<b>&lt;周辺環境への配慮&gt;</b>		
14	<p>再生可能エネルギーを導入する際には、自然環境や景観に配慮する必要があると思います。</p> <p>その他同様の御意見等:1件 計:2件</p>	<p>再生可能エネルギーの導入等を行おうとする者は、周辺の環境への負荷を低減することなどに努めることを定めています。</p>

**【条例に関するその他の御意見等】**

番号	御意見等	御意見等に対する考え方
15	<p>再生可能エネルギーを大量に導入すれば、府民の負担が増えると思います。</p> <p>その他同様の御意見等:2件 計:3件</p>	<p>固定価格買取制度について、需用者による負担が過度のものとならないよう、設備認定、買取価格、買取期間等の適切な運用を国に要望しています。</p>
16	<p>太陽光の買取価格を下げないよう、国に働きかけてほしい。</p>	<p>再生可能エネルギーは、規模拡大に伴い導入コストの低減が進んでいることを踏まえ、固定価格買取制度の社会的便益と賦課金など国民負担との関係を明らかにし、国民全体の理解のもとに、再生可能エネルギーの導入拡大を推進することを国に要望しています。</p>

17	電気事業者に、再生エネルギーにより発電された電気の買取を進めるように、強く義務づけてください。	電気事業者は、固定価格買取制度の下で再生可能エネルギー電気の買取を義務付けられています。なお、送電線の容量不足による接続保留問題に関しては、国が抜本的な対策に責任を持って取り組むよう要望しています。
18	再生可能エネルギーの普及を加速させるよう国に働きかけてほしい。 その他同様の御意見等:1件 計:2件	再生可能エネルギーの導入目標値を早期に設定し、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速することを、国に要望しています。
19	各地域の特性を考慮し、再生可能エネルギーの導入を促進してほしい。 その他同様の御意見等:3件 計:4件	京都府では、平成24年度に府内の再生可能エネルギーの種類ごとの賦存量、導入可能量の調査を行い、その結果に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を進めているところです。
20	府内で再生可能エネルギーの導入が進むよう、普及啓発のための活動を行ってほしい。 その他同様の御意見等:2件 計:3件	府は、広報活動等を通じて、普及啓発を図ることを定めています。関係団体等の御意見を聴きながら、効果的な普及啓発のあり方を検討してまいります。
21	再生可能エネルギーの導入を促進させるため、多様な主体が連携できるような仕組みを構築してほしい。	再生可能エネルギーの導入等の促進に向け、府は、府民、事業者、導入等支援団体、大学その他研究機関及び市町村と協働及び連携して取り組むことを定めています。
22	「再生可能エネルギー基金」の設立を提案します。 その他同様の御意見等:1件 計:2件	税制上の優遇措置を設けるなど、府は必要な財政上の措置を講じることとしております。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
23	共同住宅への太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入支援をしてほしい。	府民向けの支援として、情報提供や相談等の体制整備、円滑な資金提供の確保に努めることを定めています。
24	再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱や木質バイオマスなど)の利用が進むような支援をしてほしい。 その他同様の御意見等:14件 計:15件	再生可能エネルギーの導入等において、導入等支援団体や中小事業者等に対して税制上の優遇措置を講じることを定めています。

25	<p>府内の公的施設への再生可能エネルギーの導入を率先して導入するなどの施策が必要と思います。</p> <p>その他同様の御意見等:1件 計:2件</p>	<p>府、府民及び事業者は、再生可能エネルギーを優先して利用することを定めたほか、不特定多数の者が利用する施設への再生可能エネルギーの導入等に努めることを定めています。</p>
26	<p>エネルギーの地産地消を目指した施策が必要と思います。</p>	<p>エネルギーの地産地消を進めるため、太陽光発電と蓄電池等を組み合わせた自立型の再生可能エネルギーの導入を行う者に支援を行う施策を定めています。</p>
27	<p>京都府や導入推進団体など多様な主体が新エネルギーの供給会社になってもよいかも知れない。</p>	<p>府も、風力や消化ガス発電に取り組んでおりますが、府民や事業者など多様な主体が、再生可能エネルギーの導入に参画できるよう、条例に基づく支援を進めてまいります。</p>
28	<p>再生可能エネルギーの導入に関し、総合的にプランニングできる人材やエネルギー分野に精通した人材(エネルギーコンシエルジュ)の育成に関する施策が必要と思います。</p> <p>その他同様の御意見等:1件 計:2件</p>	<p>導入等支援団体への支援や、府民等に対する相談体制の整備などを通じて、人材育成を図っていきたいと考えています。</p>